

2020年11月18日

路線バスの不適切な運行について

南海バス株式会社

この度、弊社が運行している和泉市コミュニティバス「めぐーる」におきまして、不適切な運行の事実が発覚いたしました。お客さまをはじめ、関係の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

詳細につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 対象路線

和泉市コミュニティバスめぐーる・阪和線沿線ルート

2. 場所と内容

(1) 伯太町四丁目バス停付近

乗務員は2018年5月(新道供用開始)より伯太町四丁目バス停南側の交差点から市営丸笠団地バス停南側交差点までの認可外の経路を運行いたしました。

(2) 市営丸笠団地バス停付近

乗務員は正規ルートに隣接する建物の新築工事に伴う通行止めがあり、通常より手前となる経路を正当な迂回として運行を致しましたが、通行止解除後の2017年9月より、認可外の経路を運行いたしました。

3. 発覚の経緯

お客さまからのご指摘をうけ、社内調査を行ったところ事実であることを確認しました。なお、本件につきましては関係諸機関に報告をしております。

4. 再発防止について

再発防止に向けて、従業員に対して運行経路を遵守するよう指導するとともに、コンプライアンス教育を強化してまいります。

以上